

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書			事業度	・	・	法人名		別表十二(一)
特 定 法 人 の 名 称 等			1	(第 1 号該当法人)			円	
本店又は主たる事務所の所在地			2					
資源開発投資法人等の認定			3	第 1 号				
特 定 株 式 等 の 認 定			4	第 1 号				
当 期 積 立 額			5	円				
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日			6	・			算定期末海外投資等損失準備金の金額
	(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額			7	円			(12) - (15) + (16)
	同上の $\frac{20\text{又は}50}{100}$ 相当額			8				貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額			9				差 (18) - (
	積立限度額 (8) - (9)			10				貸借対照表の (15) - ((5) - (18) - 前期の (18))
	積立限度超過額 (5) - (10)			11				当期分 (11) + (20)
								前以前三期分
								前期末における差額 (前期の (19))
								22
益 金 算 入 額 の 計 算								
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額		期首現在の準備金額		当期益金算入額		翌期練越額 (24) - (25) - (26)	
					5 年経過後 5 年間均等益金算入による場合 (25)以外の場合			
	23		24		25		26	
							27	
積立事業年度を終了した日の翌も日の	・	・	円	円	円	円	円	
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
当 期 分								
計						円		

P51参照

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第3号)	00190	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。